

福津市クラウドファンディング活用ガイドライン

令和4年6月策定

1. はじめに

本市は、平成24年頃から継続して人口が増加し、それに伴い税収も増加している状況です。しかし、高齢化の進行、生産年齢人口割合の減少、年少人口の急激な増加など、対応すべき新たな課題も生じています。

このような状況において、今後も質の高い行政サービスを安定して提供していくためには、新たな財源の確保が必要です。令和3年11月に策定された「第3次福津市行財政改革大綱」において財政の健全化を目指すことが示され、歳入拡大の取り組みの一環としてクラウドファンディングの活用を進めることになりました。

このガイドラインは、クラウドファンディングを各事業の財源として活用する際の参考となるように、基本的な考え方や実施手順などをとりまとめたものです。

2. クラウドファンディングの概要

クラウドファンディングは、事業実施のために不特定多数の人から資金の提供を募る仕組みです。自治体においても活用が可能であり、個人から募る場合はふるさと納税制度を適用することも可能です。

クラウドファンディングの活用により新たな財源を確保できるほか、**本市が取り組む様々な事業を市内外の多くの方々に知ってもらい、応援してもらうことで、市政に関心を持つ市民の増加や市外の関係人口の増加が期待できます。**

3. クラウドファンディングの種別

○運営方法別

直営型	市公式ホームページ等に寄附金を募集する記事を掲載し、直接寄附金を募集する方法
委託型	クラウドファンディング実施事業者と委託契約を締結し、事業者のサイト内で間接的に寄附金を募集する方法

○受領方式別

All in型	寄附金額が目標額に達しない場合でも事業を実施する方法
All or Nothing型	寄附金額が目標額に達した場合のみ事業を実施する方法

4. 活用のガイドライン

クラウドファンディングを活用するための手法について、以下に活用ガイドラインとして示します。

なお、担当課で実施する事業の性質や趣旨によってはこの限りではありませんので、各部署でご検討ください。

(1) 活用事業の選定

資金を多くの人から調達する必要があることから、**対象事業はその実施目的に対して多くの人からの共感・賛同を得ることが期待できる事業**とします。

(2) 運営方法

直営型・委託型のいずれも可能とします。

委託型で実施する場合には、サイトの利用料や決済手数料の支出が生じるため、市内外に広くPRすることでより多くの人から共感を得られ、多くの寄附金が期待できる事業が望ましいものとします。

(3) ウェブサービスの活用

委託型で実施する場合は、市（ふるさと納税担当部署）が契約しているふるさと納税総合サイトを活用することとします。

直営型で実施する場合は、市公式ホームページや市公式 Facebook などを活用することとします。

いずれの場合も寄附金がどのように活用されるのか、寄附者が分かりやすいページを作成するよう心掛けるとともに、事業実施中は進捗状況を、事業完了後は実績報告を掲載してください。

(4) 寄附の受領方式

寄附金額が目標額を下回った場合でも事業を実施する All in 型とします。

(5) 寄附募集に関する事務

寄附募集のPRやふるさと納税総合サイトの利用に対する手数料の予算確保等、寄附募集に関する事務は、事業を実施する部署において行うこととします。

(6) 寄附目標額

事業費全額及びクラウドファンディング実施にかかる経費の合計を目標額として設定してください。

(7) 寄附者へのフォロー

寄附者へは寄附金の受領証明書のほか、お礼状や事業実績報告書を送付してください。

(8) 返礼品

原則、返礼品の送付はしないものとします。返礼品を設けることにより多くの寄附が期待できる見込みがある場合等は、あらかじめ経営戦略課にご相談ください。

(9) 情報収集・利用状況確認

クラウドファンディング実施に関する全般的な調査研究、及び庁内における活用状況等の把握については、経営戦略課で行うこととします。

5. 実施手順

標準的な実施手順は次の通りです。

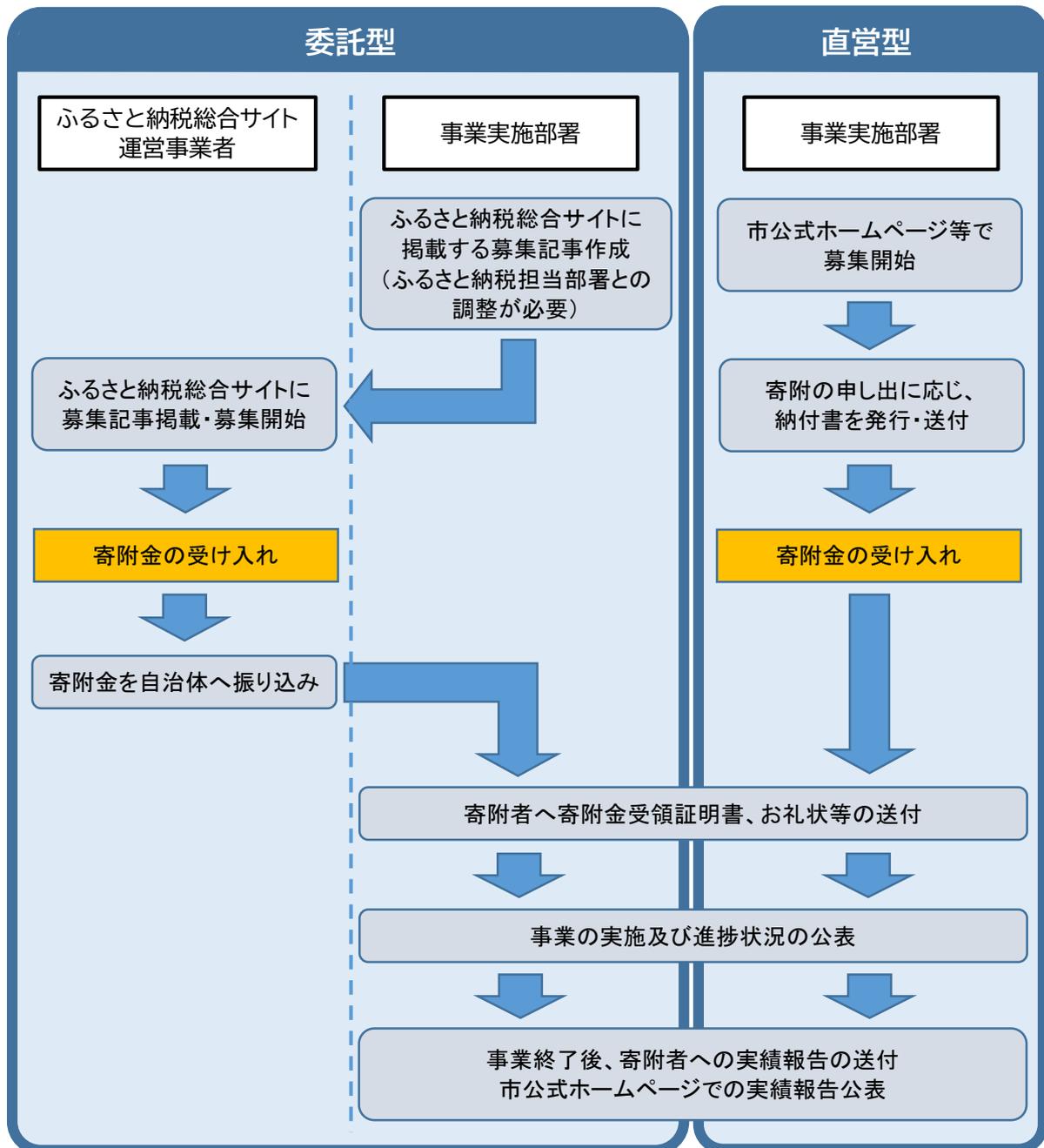
【事業実施前年度】

従来の予算要求の流れと大きな変更はありません。

実施計画作成時に財源としてクラウドファンディングで集める目標額（事業費の全額及びクラウドファンディング実施にかかる経費）を入力してください。

また、委託型で実施する場合は、サイト利用料及び決済手数料、返礼品を設ける場合はその関連経費を歳出予算として要望してください。

【事業実施年度】



【委託型・直営型のメリット・デメリットの比較】

	委託型	直営型（一般的な寄附）
メリット	○寄附金の受け入れにかかる事務負担が比較的軽い	○ふるさと納税総合サイトを通さないため、利用料や決済手数料等の予算化が不要
デメリット	○サイトの利用料や決済手数料等を負担する必要がある ○募集記事の作成→掲載まで時間を要する場合がある	○寄附者からの寄附の申し出→納付書の発行・送付を事業実施部署が個別に対応する事務が発生する ○決済手段が納付書による窓口での納付しかない

6. 他自治体の活用事例

- 海岸清掃・森林保全活動事業やアカウミガメ保全事業、子どもの自然体験学習
- 耕作放棄地を花畑に再生する事業
- 人口増加に伴う児童生徒の学習環境整備
- 棋戦を開催するための対局場の整備及びこども将棋教室等の運営経費
- 子どもの貧困の解消事業
- 国の重要文化財の維持・保全
- 公共施設への遊具設置
- コロナ禍で生活に困窮している家庭への食料配布
- 台風で被災した公園の現状復旧
- 市の特産品をPRするためのプロモーション映像の作成

7. 注意点

(1) 負担付寄附の回避

負担付寄附とは、当該寄附を受ける際に寄附の契約に附された条件に基づいて地方公共団体が法的な義務を負うとともに、その義務を履行しない場合には寄附の契約が解除されるものを指し、受け入れに際しては地方自治法第96条第1項第9号により議決を要することとされています。クラウドファンディングでの寄附契約を負担付寄附とすると、何らかの事情で事業が実施できなくなった場合に義務不履行となり、寄附金の返還手続きや寄附金受領証明書の回収作業など、大きな事務負担を生じることとなります。

このような事態を避けるため、寄附は必ず「負担付寄附」ではなく「用途を指定した寄附」（寄附いただいた事業は実施できるように最善を尽くすが、万が一実施できなかった場合は寄附の趣旨に添うような事業に活用する）として受け入れることとし、募集ページ上で寄附を募る際は必ず注意書きとして以下の文言を加えてください。

【寄附いただきました事業については実施に向けて最善を尽くしてまいります。万が一事業実施できなかった場合は、寄附の趣旨に沿った事業に活用させていただきます】

この場合の寄附金を充当する事業の選定につきましては、事業を実施する予定であった部署と財政調整課、まちづくり推進室が協議の上、決定することとします。

なお、寄附の趣旨に沿った別の事業が無い場合や、寄附の返還に大きな事務負担が生じない場合等は、必ずしも寄附金の返還を妨げるものではありません。

(2) 割当的寄附金等の禁止

地方財政法第4条の5の規定により、『地方公共団体は他の地方公共団体又は住民に対し、直接であると間接であるを問わず、寄附金（これに相当する物品等を含む。）を割り当てて強制的に徴収（これに相当する行為を含む。）するようなことをしてはならない。』とされています。寄附の募集活動は、対象事業の趣旨・目的に対する賛同が得られ、自発的な意思に基づき寄附につながるようご注意ください。

(3) 寄附金額に応じた事業の見直し

寄附金額が目標額を上回った場合は、事業の趣旨や目的に沿って内容を充実し、より効果的な事業実施に努めてください。

また、寄附金額が目標額を下回った場合でも事業は実施していただきますが、不足する財源は市費で賄うこととなります。市費の負担軽減の観点から、事業の趣旨や目的を損なうことのない範囲で実施方法の見直しを検討してください。

(4) 単年度での実施

本ガイドラインは、寄附金の募集・受領及び事業の実施・完了までを単年度で実施可能な事業を想定しています。事業立案にあたってはこの点に十分ご注意ください。